

一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会団体検定

ガラス外装クリーニング職種 2級の検定の基準（試験基準）

（1）試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

ガラス外装クリーニング職種における2級の技能者が通常有するべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

（2）検定の基準（試験基準）

表2左欄のとおりである。

（3）検定基準（試験基準）の細目

表2右欄のとおりである。

表2

2級	
検定の基準（試験基準）	検定の基準（試験基準）の細目
学科試験	
1 ガラス材及び外壁材	
ガラス材	次に掲げるガラス材の種類について、一般的な知識を有すること。 (1) フロートガラス (2) 熱線吸収ガラス (3) 熱線反射ガラス (4) 結晶化ガラス (5) 強化ガラス
ステンレス材	ステンレス材に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) ステンレス材の劣化
ステンレス材（表面加工）	ステンレス材の表面加工に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) H L (ヘアーライン) (2) N O 8 (鏡面仕上げ)
アルミ材	アルミ材に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) アルミ材の劣化

石材	<p>次に掲げる種類の石材について、一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大理石 (2) 花崗岩 (3) 砂岩 (4) テラゾー (5) 石灰岩
タイル材	<p>次に掲げる種類のタイル材について、一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ラスタータイル (2) 施釉タイル (3) 無釉タイル
2 資機材	
用具	<p>1 次に掲げる研磨、剥離の用具について、一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 研磨パッド (2) 研磨剤としての天然石 (3) スクレーパー (4) 研磨布紙 <p>2 次に掲げる清掃用具について、一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スクイジー (2) シャンプー (3) 伸縮ポール（2段ポール）
保護用具（保護帽）	<p>保護帽に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保護帽の正しい使用方法及び点検方法 (2) 保護帽の種類（電気用、飛来落下物用、墜落時保護用）
洗剤	<p>洗剤に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洗剤の成分 (2) 洗剤の液性、特徴及び取扱い
3 ガラス外装クリーニング作業	
養生	<p>次に掲げる養生について、一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 低所（2m未満）でのマスキング養生 (2) 水養生 (3) シート養生

地上での安全対策	次に掲げる地上での安全対策について、詳細な知識を有すること。 (1)立ち入り禁止区域の設置（バリケード）
作業前点検	次に掲げる保護用具の作業前点検について、詳細な知識を有すること。 (1)手袋 (2)保護眼鏡 (3)マスク
クリーニング	次に掲げる作業について、一般的な知識を有すること。 (1)作業床 2 m未満でのスクイジー作業 (2)高さ 3 m未満のガラスの伸縮ポール作業 (3)高さ 3 m未満のガラスにおいて、洗剤垂れの少ない伸縮ポール作業
4 高所作業	
作業前点検	1 脚立、作業台等の足場での作業に関し、次に掲げる保護用具について作業前点検について詳細な知識を有すること。（作業床 2 m未満） (1)保護帽
	2 脚立、その他の足場等での作業前点検に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。（作業床 2 m未満） (1)外観の異常 (2)足場の水平状態
安全対策	脚立、作業台等の足場での安全対策に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。（作業床 2 m未満） (1)立ち入り禁止区域の設置 (2)保護帽の使用 (3)天板の使用や跨った態勢での使用の禁止
その他の足場での作業	次に掲げる足場の使用方法について、詳細な知識を有すること。 (1)脚立、作業台（作業床 2 m未満）
作業後点検・整備	脚立、作業台の作業後点検・整備について、詳細な知識を有すること。（作業床 2 m未満） (1)外観の異常

5 廃棄物処理	
廃液処理	<p>廃液処理に関し、次に掲げる禁止事項について、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 自然界への流出 (2) 許可を持たない業者への処分の委託 (3) 不法投棄 (4) 排出基準を超えた下水道への排出</p>
6 関係法令	<p>次に掲げる関連法令のうち、ガラス外壁クリーニング作業に関する部分について、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 労働安全衛生法 (2) 労働安全衛生規則等の安全衛生関係法令</p>
実技試験	
1 部材判別	<p>次に掲げる部材について、触手や目視によりその部材名を判別できること</p> <p>(1) 大理石 (2) 花崗岩 (3) 砂岩 (4) 石灰岩 (5) ラスター タイル (6) 施釉 タイル (7) 無釉 タイル (8) ステンレス (9) アルミニウム (10) フロート ガラス (11) 熱線吸収 ガラス (12) 熱線反射 ガラス</p>
2 養生実施	<p>1 次に掲げる養生について、正確に実施することができる</p> <p>(1) シート養生 (2) マスキング養生 (3) 水養生</p> <p>2 カラーコーンおよびトラバーを使用し、作業面下部に立入禁止区域を正確に設置することができる</p>

3 ガラスクリーニング	
通常作業	<p>シャンプーおよびスカイジーを使用し、ガラスクリーニングを次に掲げる内容で実施することができる</p> <p>(1) スカイジー、シャンプーの正しい使用 (2) 雑巾、乾拭きの正しい使用 (3) 洗剤垂れ、カスレ、スカイジー跡が無い作業 (4) 床への落滴を防ぐ作業</p>
伸縮ポール	<p>伸縮ポール、シャンプー、スカイジーを使用し、3m未満のガラスを次に掲げる内容で正確にクリーニングすることができる</p> <p>(1) ガラス上部からの垂れが少ない作業</p>
脚立、足場	<p>脚立、足場を使用し足場が不安定な状況で、次に掲げる内容で正確にクリーニングをすることができる</p> <p>(1) 脚立および足場の点検 (2) 脚立および足場の適正使用 (3) 保護帽の着用 (4) 3段脚立もしくは足場台の使用</p>